

工事費調査票の記載について

請負人の皆様へ

平成20年4月より、「旭川市工事費内訳書等提出要領」に基づき、調査基準価格を下回って落札し、契約された場合には、しゅん功時に工事費調査票を提出していただくことといたしました。

工事費調査票の記載にあたりましては、下記「工事費調査票記載方法」により記載をお願いします。

工事費調査票記載方法

- 1 精算内訳の金額(円)欄の合計額は、請負金額（契約変更により、請負金額が変わった場合は、変更後の請負金額）と一致させること。
- 2 材料費、労務費は請負人が直接購入した材料費、直接支払った労務費（外注費に含まれるものを除く。）を記載すること。
- 3 機械等経費とは、機械のリース代金、損料等をいう。損料等が明確でない場合は、明らかな代金のみを記入すること。
- 4 外注費について
 - ① 外注費は、1社ごとに記載し、各社等との契約金額（契約変更により、請負金額が変わった場合は、変更後の請負金額）を記載すること。
 - ② 支払済額、支払残額を記載し、支払いが終わっていないものについては、最終的な支払予定日を記載すること。
 - ③ 外注費には、建設業法にいう下請契約以外の警備会社等への外注費も含めて記載すること。
 - ④ 外注費の中に材料費、労務費、機械等経費が含まれる場合は、一式で外注費に含めて記載し、材料費、労務費、機械等経費を抜き出して材料費、労務費、機械等経費欄に計上しないこと。
 - ⑤ 建設業法にいう下請契約以外の契約にあつて、契約書の写しの添付が可能なものについては、工事費調査票に添付すること。
- 5 その他について
 - ① 材料費、労務費、機械等経費、外注費等に含まれないものについて金額が明らかなものは、記載すること。
 - ② 自社の社員である主任技術者、現場代理人等の賃金及び材料費、労務費、機械等経費、外注費等に含まれないものは、自社経費に含めて記載すること。
- 6 1枚に記載しきれない場合は、用紙を追加して記載すること。